

【A】申告不要に該当した方

※行政サービスを受けるときや、税証明を取得するときに町県民税申告が必要な場合があります。
令和6年1月1日から12月31日までの収入がない人または非課税所得（遺族年金、障がい年金、失業給付など）となる収入のみの人でも町県民税申告が必要になる場合（例参照）があります。

- 例
- 国民健康保険税の軽減を受ける人
 - 保育所に入所申込みをする（した）人
 - 児童（扶養）手当を受ける人
 - 国民年金保険料の免除を受ける人
 - 所得、所得課税証明書の発行を希望する人



【B】町県民税申告に該当した方

※申告期間に町県民税申告を行う必要があります。

町県民税申告書

申告書は、主に前年度に町県民税申告をした方へ1月下旬に送付予定です。届かない方も申告が必要な場合があります（右ページフローチャートを参照）。申告書が届いていない場合は、申告会場、2階税務課で配布いたします。また、町のホームページからもダウンロードできます（右記QR参照）。

町県民税申告が必要な方

右記QRより
申告案内及び日程を
ご確認ください。



町県民税申告についてのお問い合わせ 南風原町役場 税務課 住民税班 ☎098-889-4413

【C】確定申告に該当した方

※税務署（申告会場：結いの街）またはe-Taxにて確定申告を行ってください。

以下に該当する方は税務署にて確定申告が必要です。

確定申告が必要な方

- 事業（営業、農業、不動産）所得1年目の申告
- 住宅借入金等特別控除の申告
- 青色申告
- 土地・建物の譲渡所得の申告
- 亡くなられた方の申告（準確定申告）
- 暗号資産所得の申告
- 損失申告（株式の繰越損失など）
- 分離所得（配当、土地、株式等の譲渡、先物取引など）の申告

右記QRより
申告案内及び日程を
ご確認ください。



令和6年分所得税及び復興特別所得税の
申告・納付期限は 令和7年3月17日（月）まで



スマホとマイナンバーカードでe-Tax！
マイナンバーカードでマイナポータルと
連携して確定申告書に自動入力



所得税の確定申告（国税・e-Taxなど）について 那覇税務署 個人課税部門 ☎098-867-3101

以下の申告資料は、申告者の皆さまに事前に作成していただくものになります。
※申告受付時に、申告資料を作成・準備していない場合は作成後の受付となります。

医療費控除の明細書

添付必須

医療費控除を受けるには、「医療費控除の明細書」を申告書とともに提出していただければ控除を受けることはできません。申告会場では明細書の作成は行っていないので、必ず事前にご自身で作成してください。なお、領収書の提出は必要ありませんが、ご自身で5年間保管してください。

収支内訳書

事前準備

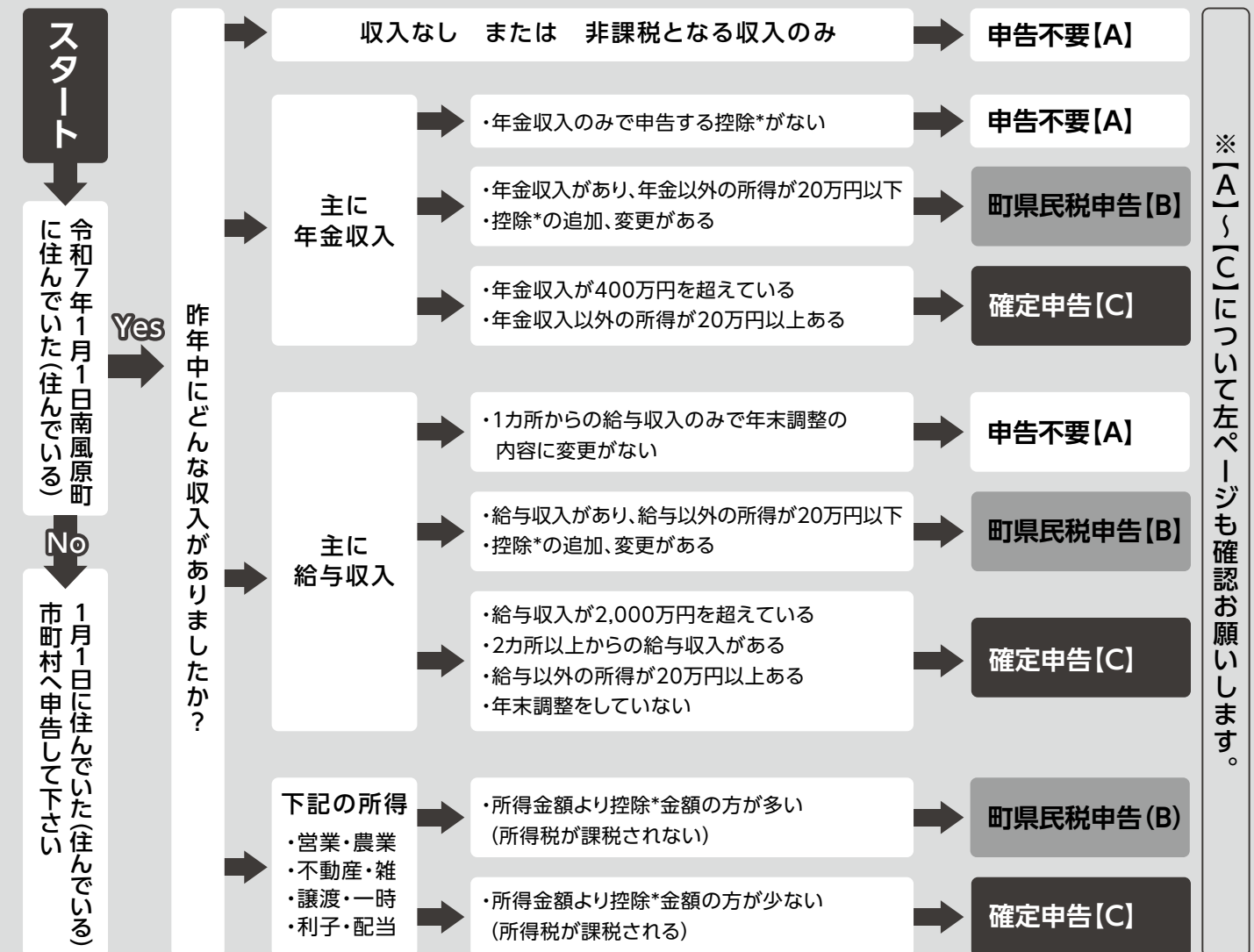
事業所得・不動産所得を申告する方は、収入・経費などを計算し、まとめていただき、「収支内訳書」を事前に作成し、申告時に持参してください。

※「医療費控除の明細書」および「収支内訳書」は上記、【町県民税申告が必要な方】欄のQRよりダウンロードできます。

町民税・県民税の申告準備はじめていますか？

申告をする必要があるか、フローチャートにて事前に確認をお願いします

フローチャートは一般的な例を示しています。不明な点はお問い合わせください。
控除*とは、社会保険料控除や生命保険料控除、扶養控除など税法上の控除を指します。



事業主（法人・個人）の皆様、給与支払報告書の提出期限は1月31日（金）まで！

提出対象者

令和6年中に支払った給与等について、すべての従業員等（短期雇用者、アルバイト・パート、役員等を含む）の給与支払報告書（総括表および個人明細書）を提出してください。※退職者含む



詳しくはこちらへ

契約企業
入園児募集中

0～2歳児預り

※つかざん園のみ
3歳児預り可

保育時間（月～日）

7:30～20:30

契約企業とは…
当社と提携契約を結んだ企業様の事です。
契約した企業のお子さんを優先的に預かります。

保育
理念

①元気で明るく、生きる力をもつ子ども
②生命の恵しみをもつ思いやりのある子ども
③好奇心をもち、自発的に考える子ども

【みらい保育園施設のご案内】
じゅっちゃん園・おおひら園
プラザハウス園・つかざん園

連携契約から
入園の流れ企業様から
提携のお申込み連携契約締結
（登録料1万円/年）従業員への
周知保護者から
入園のお申込み

お問合せ先 ☎(098)996-2235
営業時間 9:00～18:00（土・日・祝日休み）

入園エントリー
フォーム ▶▶▶



(株)新崎不動産
代表取締役 新崎長慎

不動産業全般 沖縄県知事（1）第5149号
建設業許可 県知事許可（般-4）第14598号

土地建物の売買や宅地造成、
相続相談など、不動産の悩み事は
私たちにお気軽にお問合せ下さい！

〒901-1116
南風原町字照屋40-6
☎ 098-996-2433
営業時間 8:30～17:30

“生前贈与を考える”

八幡税務会計事務所

税理士・行政書士 八幡 智香子
（南風原町出身）

那覇市安謝1丁目3番10号 電話(098)869-8131



Fun to Riding



公安委員会指定



Fun to Driving

津嘉山自動車学校

サンエーつかざんシティより八重瀬町向け 200m

〒901-1117 南風原町字津嘉山 593-1

TEL.889-5542 ☎ 0120-489052